

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)コーポレートガバナンスの位置付け

コーポレートガバナンスの構築は、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであることをよく理解し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための経営の最重要課題の一つであると位置付けております。

(2)コーポレートガバナンス・コードへの対応に関する基本方針

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の主旨をよく理解し、すべての原則の実施を基本方針とします。即ち、実施していても十分に実施できていない原則には、実施内容の充実に努め、また、実施できていない原則には、実施に向けた最大限の努力を払います。

(3)基本方針

A.株主の権利・平等性の確保

株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行います。

B.株主以外のステークホルダーとの適切な協働

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。

C.適切な情報開示と透明性の確保

会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組めます。

D.取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ります。

E.株主との対話

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則3-1.情報開示の充実(3)】

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(1)方針

当社では、取締役が担当する業務や職責・役位をベースに、グループ業績を加味する中で、役員報酬を確定報酬額として支払うことを基本方針としており、報酬金額の見直しの必要性の検討は毎年実施しております。

今後、報酬を連動させる業績指標や業績連動報酬割合など業績連動報酬制度の理解を深めたうえで、導入の検討を開始する予定です。

(2)手続

取締役会が、取締役の報酬を決定する手続は、概ね以下のとおりです。

1.株主総会において、監査役の支払報酬限度とともに、取締役の支払報酬限度額を決定(現行枠は、平成18年6月の定時株主総会で決定)。

2.個々の取締役の報酬については、取締役会での一任決議の下、取締役社長が上記方針に基づき、個々の取締役の報酬額を決定。

取締役の報酬を決定するにあたっての手続と方針は、「攻めのガバナンス」への効果も考慮の上、独立社外取締役等との協議の在り方を含めて、引き続き検討を行い、必要に応じて見直していきます。

(3)情報開示

金融商品取引法、会社法等の関連法令に従い、有価証券報告書、定時株主総会招集ご通知等所定の報告書等において、適時適切に開示します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

1.政策保有に関する方針

(1)対象株式

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に重要な役割が期待される上場取引先につきましては、所定の機関決定を条件として、その発行する株式の取得、保有を検討することがあります。

(2)保有限度

政策保有目的の株式につきましては、包括利益等の財務諸表に対する不測の変動を回避するとともに、自己資本利益率(ROE)の過度な低下を招来しないように、取得原価ベースでの累計金額に対して、一定の対自己資本限度率を設定しています。

(3)定期点検

主要な政策保有株式につきましては、年次ベースで、評価損益、配当率、保有目的とその発現効果等を確認のうえ、保有の狙い・合理性を中長期的観点から総合的に点検します。その結果、投資先と協議のうえ、売却を検討することもあり得ます。

(4)報告

上記の定期点検結果は、管理部門担当役員を通じて、取締役会に報告します。

2.議決権行使に関する基本方針

投資先の経営方針を尊重しつつも、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にとって支障とならないかという観点から、個別の議案を確認のうえ、議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

(1)対象取引

会社法、金融商品取引法等の法令により関連当事者と位置付けられた者と、金額的に僅少あるいは質的に軽微として取り扱うことが適切でなく、かつ外形的に利益相反行為に区分される取引を行う場合を対象とします。

なお、当社では、関連当事者と、会社や株主共同の利益を実態的に害する取引は原則行わない方針です。

(2)決議

主要株主や取締役を始めとする関連当事者を定期的に確認する体制を採ったうえで、関連当事者との取引が発生する場合には、その透明性・公正性確保の観点から、取引内容・取引条件等を付して取締役会の承認決議を事前に得ることとしています。

(3)監視

関連当事者取引の執行状況は、監査役が法令等や定款に違反がないかを、その手続きを含めて監視します。また、内部監査室では、年に1度、関連当事者取引の有無を調査のうえ、該当がある場合には、承認決議の有無や利益相反の実態がないかを確認のうえ、担当役員並びに監査役に報告します。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

決算短信に、経営方針として、

- 1.会社の経営の基本方針
- 2.目標とする経営指標
- 3.中長期的な会社の経営戦略
- 4.会社の対処すべき課題

を明記し、開示しています。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

前記【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(1)方針

A.取締役候補

- ・取締役候補は、取締役会全体の知識・経験・能力のバランスや多様性に配慮し、指名を行っています。
- ・取締役会による的確かつ迅速な意思決定を確保すべく、常勤取締役は、原則、営業・生産・開発・品質・経営管理等の各部門から、知識・経験・能力の卓越した者を取締役候補として選定しています。また、社内取締役の能力を補完すべく、必要に応じて、総合商社、総合化学メーカー、金融機関等の多様なステークホルダーから外部人材を常勤取締役として招聘しています。
- ・一方、独立社外取締役候補としては、その法務・会計税務の専門的知見あるいは上場企業等での卓越した経験・見識から、取締役会に対して、助言、提言並びに監督機能を果たせる者を選定しています。

B.監査役候補

- ・監査役候補は、財務・会計に関する専門的な知見を有する者が1名以上選任されるように配慮し、指名を行っています。

(2)手続

取締役・監査役候補の指名手続きは概ね以下のとおりです。

- 1.取締役社長を始めとする役付取締役および人事部門担当取締役が、協議のうえ、まず、取締役・監査役候補の選定案を作成
- 2.次に、社外取締役および社外顧問の意見を事前聴取(監査役候補の場合には、監査役会の意見を聴取)
- 3.意見を付度して取締役会付議

なお、社外監査役候補の場合には、最初に、現任の社外監査役に入選を求める場合もあります。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役・監査役候補につきましては、「定時株主総会招集ご通知」株主参考書類の所定議案欄に、略歴および選任理由を明記しています。また、常勤取締役・監査役につきましては、略歴(社外を含む)を記載し、選任・指名の説明に代えています。

なお、「定時株主総会招集ご通知」は、同通知日付当日に、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(Timely Disclosure Net、TD Net)でも開示しています。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1(1)】

(1)取締役会による判断・決定

会社法その他の関連法令や定款に準拠、策定した取締役会規程に基づき、経営に関する最重要事項の機関決定を行っています。

(2)経営陣に対する委任の範囲

当社は、法令等により取締役会決議が要求される事項以外は、常務会の決議、代表取締役および業務執行取締役の決定に各々委任しております。

代表取締役等に委任された権限の内容は、稟議決裁規程に明定されており、特に重要と判断した決定については、必要に応じて上位権限者へ報告することとしています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、以下の資質要件を充たす方の中から、独立性判断基準に適合する方を、独立社外取締役候補者に選定しています。

A.独立性判断基準

会社法で定める社外取締役の要件、並びに金融商品取引所が定める独立性基準を充足していること

B.資質要件

当社の取締役会において、率直・活発で、建設的な検討への貢献が期待できる程度に、企業法務・会計税務の専門的知見、あるいは、上場企業等での経営の卓越した経験・見識を保有していることが客観的にも判断できること。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11(1)】

(1)取締役会全体としての能力、多様性の考え方

取締役会による的確かつ迅速な意思決定を確保すべく、常勤取締役は、原則、営業・生産・開発・品質・経営管理等の各部門から、知識・経験・能力の卓越した者を取締役として選任しています。また、社内取締役の能力を補完すべく、必要に応じて、総合商社、総合化学メーカー、金融機関等の多様なステークホルダーから外部人材を常勤取締役として招聘しています。

一方、独立社外取締役は、その法務・会計税務の専門的知見あるいは上場企業等での卓越した経験・見識から、取締役会に対して、助言、提言並びに監視機能を果たしています。

平成27年9月30日現在、取締役総数は12名で、常勤取締役10名(うち女性1名)、独立社外取締役2名となっています。なお定款では、現在、選任の上限は15名です。

(2)取締役の選任に関する方針・手続

取締役候補の指名手続きは概ね以下のとおりです。

- 1.取締役社長を始めとする役付取締役および人事部門担当取締役が、協議のうえ、先ず、取締役候補の選定案を作成
- 2.次に、社外取締役および社外顧問の意見を事前聴取
- 3.意見を付度して取締役会に付議

【補充原則4-11(2)】

取締役および監査役の兼職状況は、通常毎年6月に開催の「定時株主総会招集ご通知」の事業報告および株主参考書類「取締役選任議案」（議案の提出がある場合）に記載しています。

「定時株主総会招集ご通知」は、毎年3月31日時点で1単元以上の当社株式を保有の皆様へ送付させていただくとともに、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム（Timely Disclosure Net、TD Net）を通じて、公表しています。

【補充原則4-11(3)】

(1)取締役会の意思決定能力

当社の取締役は、営業・生産・開発等の各事業部門を代表する10名の常勤取締役と、高い専門性あるいは上場企業等での卓越した企業経営の経験と識見のある独立社外取締役2名で構成されており、10名の常勤取締役のうちには、総合商社、総合化学メーカー、金融機関等から招聘された複数の取締役が含まれております。

従いまして、現在、取締役会として同会の意思決定能力に問題はないと評価しています。

(2)事前説明

社外取締役には、管理部門担当取締役より、取締役会審議事項および報告事項について、事前に訪問、面談のうえ、説明する体制をとっており、経営判断の原則からも特に支障は生じていないと考えています。

また、決算発表等適時開示を要する議案については、開示委員会を開催のうえ、常勤監査役にも事前説明を行っています。

(3)出席状況

取締役会全体の実効性は、取締役・監査役の出席状況も加味すべきと考えています。平成26年度は、常勤取締役1名1回、社外取締役1名1回のみの欠席であり、出席状況は良好と判断しています。

(4)社外顧問の出席

当社では、独立社外取締役の選任に加えて、重要なステークホルダーから、非常勤顧問を招聘し、取締役会へのアドバイス機能の強化を図っています。

(5)法令・定款違反の有無

取締役会がその意思決定・業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として各監査役が、法令・定款違反の有無を監視しています。平成26年度において、会社法上も金融商品取引法上も、法令・定款違反はなかったとの報告を、株主総会等の場で監査役会から受けています。

(6)総合評価

取締役会は、概ね有効に機能していると理解しています。ただ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた、より戦略的な意思決定ができる体制作りには引き続き努力を重ねていく必要があるとともに、それ以上に執行能力の一層の強化が課題と考えています。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

【補充原則4-14(2)】

(1)候補者の選任方針

A.社内候補者

取締役および監査役の社内候補者は、会社の事業・財務・組織等に関する知識が一定水準以上にある者の中から選任しています。

B.社外候補者

取締役および監査役の社外候補者は、法務・会計税務の専門的知見あるいは企業経営の卓越した経験・見識を保持されている方の中から選任しています。

(2)取締役・監査役のトレーニング方針

A.新任者

常勤の取締役、監査役につきましては、所定の外部セミナーの受講により、会社法上の法的責任を始めとする役割と責務を会社の費用で修得しています。

社外取締役には管理部門担当取締役等が、また、社外監査役には常勤監査役が、必要に応じて、会社の事業・財務・組織等に関する情報提供を行っています。

B.重任者

会社法（会社法施行規則を含む）、金融商品取引法（東京証券取引所規則を含む）等に基づく重要な改定あるいは新制度の導入がある場合には、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解すべく、専門的知見を有する外部講師を招聘しての勉強会を随時開催しています。

なお、勉強会には、原則執行役員等も参加します。

(3)報告

取締役、監査役に対して実施したトレーニングの内容につきましては、年次ペースで取締役会に報告します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)基本方針

株主の皆様との建設的な対話は、

A.当社の経営方針の理解

B.株主の皆様を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解

の促進を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであると認識し、株主の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備に努めます。

(2)担当部署

IRの責任担当部署である経営企画本部（経営企画部）が、経理部門、営業企画部門、生産企画部門等関連部門と情報を共有のうえ、対応します。なお、管理部門担当取締役は、株主との建設的な対話が実現するよう統括並びに目配りを行います。

(3)機関投資家との対話

機関投資家と、「『責任ある機関投資家』の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）」に基づく対話を行う場合には、資金提供者の目線からの経営分析や意見を尊重し、持続的な成長に向けた健全な企業家精神の喚起を得る機会と認識し、積極的に対応します。

(4)対話の多様化

個別面談以外の対話の手段、例えば、投資家説明会の開催等、その多様化に努めます。

(5)情報提供

株主の皆様からの対話の申込みに対しては、適時適切に、かつ積極的に対応させていただきますが、株主様（主要株主・機関投資家を含む）と雖も、インサイダー情報（未公表の重要事実）を個別に開示することはありません。また、四半期毎の決算日から同決算発表までの期間中は、決算情報に関する対話は控えさせていただきます。

決算情報、発生事実、決定事実等につきましては、株主の共同利益を侵害しないよう、東京証券取引所の適時開示規則に則って開示を行います。

(6)対話の活用

株主様から寄せられた意見、助言、提言等は、必要に応じて、経営企画本部で集約のうえ、関連取締役あるいは経営会議に報告します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社八木熊	2,574,140	12.44
長瀬産業株式会社	2,464,308	11.91
三井化学株式会社	2,001,885	9.68
三井物産プラスチック株式会社	983,220	4.75
株式会社福井銀行	710,300	3.43
株式会社北陸銀行	624,900	3.02
八木誠一郎	610,703	2.95
蝶理株式会社	600,382	2.90
昭和興産株式会社	569,573	2.75
八木信二郎	540,581	2.61

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩淵 滋	他の会社の出身者								△			
奥島 孝康	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩淵 滋	○	三井化学株式会社 常勤監査役 当社は同社との間に原材料仕入等の取引関係があります。	経営者としての豊富な経験と見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけるものと判断しています。 また、取引所が定める「独立性基準」のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。
奥島 孝康	○	早稲田大学名誉教授 白鷗大学学長	大学総長、法学博士としての豊富な経験・知見を有しており、当社の経営全般に対して助言をいただくためです。同氏は、会社法の権威であり、企業統治に専門的な見識を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に向けての提言をいただけるものと判断しています。 また、取引所が定める「独立性基準」のいずれ

		にも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。
--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査室と連携のうえ、必要に応じて協同しており、会計監査人と情報共有を図っています。
また、内部監査室による監査実施の結果は、適時監査役会に報告され、必要に応じて是正措置が講じられる体制としています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笛吹 文彦	他の会社の出身者													
山川 隆義	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笛吹 文彦	○	福井税務署長(元) 金沢国税局徴収部長(元)	当社との取引関係等はなく、社外監査役としての独立性が高いことに加え、税理士としての専門性及び経営に対する客観性・中立性に鑑み、当社社外監査役として適任であると判断したためです。 また、取引所が定める「独立性基準」のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。
			当社との取引関係等はなく、社外監査役としての独立性が高いことに加え、税理士としての専

山川 隆義	○	福井税務署長(元)	門性及び経営に対する客観性・中立性に鑑み、当社社外監査役として適任であると判断したためです。 また、取引所が定める「独立性基準」のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。
-------	---	-----------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役は、基本報酬をもってその職務を全うしておりますが、今後、報酬を連動させる業績指標や業績連動報酬割合など業績連動報酬制度の理解を深めたうえで、導入の検討を開始する予定です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の内容は以下のとおりです。(平成26年度)

〔区分〕	〔員数〕	〔報酬等の総額〕	〔基本報酬〕	〔役員退職慰労引当金繰入額〕	〔役員退職慰労金〕
取締役(社外取締役を除く)	14名	163百万円	132百万円	29百万円	2百万円
監査役(社外監査役を除く)	1名	13百万円	13百万円	1百万円	—
社外役員	5名	9百万円	9百万円	—	—

- (注) 1. 上記には、平成26年6月20日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名を含んでおります。
2. 役員ごとの連結報酬等の総額につきましては、連結報酬等の総額が1億円以上である者はありませんので記載を省略しております。
3. 使用人兼務役員の使用人分給につきましては重要なものがないため記載を省略しております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第72期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第72期定時株主総会において、年額36百万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、役員が担当する業務や職責・役付をベースに、グループ業績を加味する中で、役員報酬を確定報酬額として支払うことを方針としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役を補佐する部署は設けておりませんが、社内において重要事項が発生した場合や取締役会において重要な決議事項がある場合は、経営企画本部長あるいは管理本部長が連絡役を務めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、機関設計として、取締役会、監査役会並びに会計監査人を設置しています。取締役会は、社外取締役2名を含む12名で、また、監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されています。

一方、機関設計とは別に、常務会及び経営戦略会議の会議体を定期的に月次開催し、また、社長直属組織として内部監査室を設置しています。なお、当社は、執行役員制度を導入しています。

(1) 取締役会

- ・取締役会は、取締役会規程に基づき、当社の経営に関する基本方針、業務執行に関する重要事項、法令及び定款に定められた事項を決議する一方、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況について報告を受けます。
- ・取締役会は、定例的に年5回開催され、必要に応じて随時開催されます。
- ・社外取締役は、現在2名が選任されており、実効性のある監視・監督機能を発揮しています。
- ・取締役(社外取締役を含む。)は、各々経営者による内部統制の整備及び運用に対する監督責任を認識するとともに、その有効性の向上に努めています。
- ・社外取締役の両名からは、独立役員の同意を得ています。

(2) 監査役会

- ・監査役会は、監査役会規則に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、また、決議を行います。
- ・監査役会は、定例的に年5回開催され、必要に応じて随時開催されます。
- ・監査役は、取締役等の職務の執行を監査するとともに、内部統制が適切に整備及び運用されているか監視する体制となっています。
- ・社外監査役の両名からは、独立役員の同意を得ています。

(3) 会計監査人

- ・会計監査及び内部統制監査につきましては、太陽有限責任監査法人を会計監査人と定めています。監査契約の中で、監査日程や監査報酬等を定め、定期的に監査を受けることにより、会計、業務並びに内部統制の一層の適正化あるいは効率化に資しています。
- ・監査は、本社及び連結子会社等を悉皆的に対象とし、同社の業務執行社員を中心に、更に補助者として5名を加えた7名の公認会計士等がチームを編成し、監査日程に従って実施されています。

(4) 内部監査室

- ・内部監査は、代表取締役社長の直轄機関として設置された内部監査室が担当しています。
- ・内部監査室は監査役を補助すべき部署と位置づけ、同室に5名の専任者を配置し、海外拠点も含めて内部監査を実施しています。
- ・内部監査室は、定期・不定期に当社グループの業務執行及びコンプライアンスの状況を監査し、監査結果につきましては、監査役会及び取締役会に報告されています。

(5) 経営会議

- ・当社は、社内取締役、常勤監査役および執行役員等の出席による常務会を毎月開催し、各部門から業績の進捗状況等の報告を受けるとともに、所定の重要事項(取締役会決議事項を除く。)につき決議を行っています。
- ・また、社長以下社内取締役および一部執行役員による経営戦略会議を毎月開催し、全社的課題、各本部課題に対して戦略方針を決定することにより、迅速な業務執行に努めています。

(6) 執行役員制度の導入

- ・当社では、平成18年6月より従前の理事制度をベースに執行役員制度を導入し、業務執行の迅速性と確実性の向上を図っています。なお、執行役員は、取締役会の決議を経て選任されます。
- ・執行役員は、本部長、工場長、関係会社社長等の事業の根幹を成す部門長を始め、経営管理上重要性の高い組織長が主に選任されており、男性19名(うち9名は取締役を兼務)、女性1名(取締役を兼務)で構成されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会-常務会-経営戦略会議を基軸とした会議体で意思決定が行われ、執行役員(一部、取締役を含む。)が業務執行を担う責任体制を採っています。監視・監督は、社外取締役2名を核とする取締役相互の監視機能をベースに、専門的な知識・経験を有する社外監査役2名を含む監査役会がその責任を担っており、透明性の高い監査体制を維持しています。また、内部監査室は、監査役と連携のうえ、必要に応じて協働しており、会計監査人と情報共有を図る中、企業統治の一層の向上に努めています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方に、当社の企業状況を説明させていただくために集中日を回避いたしております。
その他	定款にて株主総会参考書類等のインターネットの開示とみなし提供規程を設けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL http://www.fukuvi.co.jp/ir/index.php 掲載情報は次のとおりです。 「代表取締役社長による株主・投資家のみなさまへのメッセージ」「グループ概要」「事業のご案内」「決算短信」「事業報告書・有価証券報告書」「当社の電子公告」「子会社決算公告」「プレスリリース」「株式の状況」「当社の株価」「株式に関するスケジュール」「株式事務に関する諸手続き」「免責事項」	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部において、IRの担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	コンプライアンスマニュアルを策定し、全社員に法令遵守、企業人としての社会的責任の重要性を教育いたしております。 また、持続可能な社会実現のための取組みを様々なステークホルダーの方々にご理解いただくことを目的として、「環境と社会 CSRコミュニケーション2013」を発行いたしております。
その他	当社役員(取締役・監査役)への女性登用は、15名中1名(取締役)です。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの一環として、内部統制システムの構築及び運用が重要な経営課題であるとの認識から、先の取締役会において、内部統制システム構築に係る基本方針を改定いたしました。以下がその基本方針の内容となります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項1号）

- 1-1 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「文書取扱規程」に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。
- 1-2 取締役会議事録および稟議決裁書類につきましては、各々「取締役会規程」、「稟議決裁規程」の定めに従い、適時適切に作成のうえ、保存および管理を行います。
- 1-3 取締役が職務の執行過程において決定、発生した重要な会社情報につきましては、適時開示規則（東京証券取引所）に定める決定事実・発生事実・決算情報等に該当するか否かを開示委員会で速やかに確認の後、同規則に則って適切に管理のうえ開示します。
- 1-4 重要な営業秘密につきましては、“資産の保全”の観点から、「営業秘密管理規程」に則り、知的財産等を適切に管理し、漏洩を防止します。
- 1-5 職務の執行上、重要な非公開情報の受渡しを必要とする場合には、秘密保持契約を締結し、損害の発生を回避します。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（同施行規則第100条第1項2号）

- 2-1 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、監査部門担当役員が同室長として、その業務を管掌します。
- 2-2 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏がないかを確認し、必要に応じて監査方法の改訂を行います。
- 2-3 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびその危険がもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、トップマネジメント、取締役会、監査役に報告します。
- 2-4 内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理方針、関連する個別規程（「与信管理規程」、「経理規程」等）、ガイドライン、マニュアル等の整備を各業務執行部門に求め、また、内部監査室の責任と権限を全従業員（執行役員を含む。以下同様。）に周知徹底することにより、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告されます。
- 2-5 リスク管理を所管する部署として、リスク統括部を設置します。リスク統括部は、会社が包蔵するリスクを抽出し、監視するとともに、リスク・エクスポージャーに重要な変化を感知した場合には、経営会議に報告します。
- 2-6 自然災害、事故あるいは事件が発生した場合には、「緊急事態対応実施規程」、「品質管理委員会規程」、「防火管理規程」等の関連規程の定めに従って、損失・被害等の状況につき速やかに所管取締役宛に報告を行います。対応については、必要に応じて代表取締役社長を委員長とする緊急対策委員会を召集のうえ、決定します。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（同施行規則第100条第1項3号）

- 3-1 経営理念と経営方針を機軸に、中期経営計画が策定され、年度計画に落とし込みます。各業務執行部門は年度計画（予算）の実現のため、活動計画を作成、実行します。
- 3-2 経営企画本部は、業務執行部門と協議のうえ、資源配分（人的資源、投入経費）の最適化を図り、予算の達成に向けた事業態勢を整備します。
- 3-3 常務会は、常勤の取締役および監査役をメンバーとして開催され、経営目標の進捗状況を確認、点検するとともに、経営の重要事項（取締役会付議事項を除く。）について機関決定を行います。
- 3-4 業務執行においては、「取締役会規程」により定められている付議事項についてはすべて取締役会で審議することを遵守し、その際には、経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料を全役員に配布します。
- 3-5 日常の職務執行に際しては、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲を行ない、各レベルの責任者が「稟議決裁規程」等の意思決定ルールに則り業務を遂行します。

4. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（同施行規則第100条第1項4号）

- 4-1 代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス事務局を管理本部総務部内に設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定等、コンプライアンス態勢の基盤整備を行います。
- 4-2 全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、管理本部管掌取締役をコンプライアンス担当役員とし、その責任のもと、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、全従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築します。
- 4-3 「コンプライアンス・マニュアル」は、労働安全衛生法、不正競争防止法、独占禁止法、インサイダー規制等の身近な法令について平易に解説することにより、違法マインドの醸成を図ります。
- 4-4 万一、法令等に抵触する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される態勢を構築します。
- 4-5 コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に従い、担当部署にコンプライアンス推進責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、「コンプライアンス・マニュアル」の実施状況を管理・監督します。また、従業員に対して適切な研修体制を構築するとともに、内部通報ガイドラインならびにコンプライアンス通報窓口およびコンプライアンス相談窓口の更なる周知徹底を図ります。
- 4-6 独立性の高い社外役員（取締役、監査役）を選任することにより、従業員ならびに、常勤取締役の職務執行に対する監視、監督機能の強化を図ります。
- 4-7 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、仮に、不当要求があった場合には、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して拒絶する旨「反社会的勢力による被害の防止ルール」に定めています。

5. 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制（同施行規則第100条第1項5号）

5-1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 5-1-1 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営企画本部が、子会社を統括的に管理します。また、重要な業務課題については、関連の所管本部宛に、事前協議ならびに状況報告を行うことになっています。
- 5-1-2 国内子会社の社長は、毎月開催の経営会議に出席のうえ、業績報告とともに、重要な経営課題の有無ならびにその状況について報告します。
- 5-1-3 海外子会社の社長は、上記の報告を当社の社長他関連部門長宛に毎月書面で行います。また、当社の社長および内部監査室は、現地ミーティングあるいは監査を通じて、職務の執行状況の把握に努めます。

5-2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 5-2-1 内部監査室は、内部監査に関する取決めに従い、子会社のリスク情報の有無を定期的に監査、監視します。
- 5-2-2 内部監査室は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程

- 度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告します。
- 5-2-3 また、経営企画本部は、毎月の経営会議で報告された子会社の業績等の中で、異常値を発見した場合には、直ちに、原因を究明のうえ、必要に応じて対策を講じます。
- 5-3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 5-3-1 当社では、子会社は、自主独立の精神をもって、安定的な発展を図ることを基本原則としております。従って、「稟議決裁規程」に準じ、子会社の社長に一定の権限委譲を行い、迅速な意思決定の行える経営環境を整備しています。
- 5-3-2 業務運営計画については、毎年、業績目標および基本戦略を、当社経営企画本部が確認し、必要に応じて事業リスクの影響度を検証しています。
- 5-3-3 営業本部、生産統括本部、品質保証本部および管理本部等は、所管業務の立場から、子会社の業務運営状況を把握し、効率的にその経営目標が達成できるように助言、指導、支援に努めています。
- 5-4 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 5-4-1 内部監査室は、子会社の事業特性を十分に理解のうえ、その取締役等および従業員の法令遵守の状況を定期的に点検し、当社グループとして法令遵守の体制が構築・堅持されるように監視ならびに指導を行います。
- 5-4-2 当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査役および内部監査室長は、子会社の内部監査室またはこれに相当する部署と、定期的な内部監査を通じて十分な情報交換を行っています。
6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項(同施行規則第100条第3項1号)
- 6-1 監査役の職務を補助すべき部署として内部監査室を設置し、同室に専任の従業員を3名以上配置します。
- 6-2 内部監査室の構成員数、配置する従業員の人選等の具体的内容については、監査役の意見を十分に考慮し、人事担当取締役その他関係各方面の意見も確認して決定します。
7. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項 (同施行規則第100条第3項2号)
- 7-1 監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令下に置かれています。
- 7-2 監査役の職務を補助すべき従業員である内部監査室スタッフの任命・異動・評価については、監査役会の意向を尊重します。
8. 監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項(同施行規則第100条第3項3号)
- 8-1 内部監査人としての内部監査室を、監査役の職務を補助すべき部署と位置付けています。
- 8-2 監査役と内部監査室は、制度的に支障のない限りにおいて、監査情報を交換し、問題意識を共有します。
9. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制(同施行規則第100条第3項4号)
- 9-1 当社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制
- 9-1-1 取締役および従業員は、監査役会の定めに従い、各監査役から要請があれば必要な報告および情報提供を適時適切に行います。
- 9-1-2 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
- A. 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - B. 当社の子会社等監査役および内部監査部門の活動状況
 - C. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - D. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - E. 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - F. 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- 9-1-3 内部監査室、コンプライアンス事務局および内部通報窓口担当は、法令・定款に対する違反行為あるいはリスク顕在化の事実を確認した場合、またはその恐れが高いと判断した場合、代表取締役社長等への報告と同時に、直接かつ速やかに監査役に報告します。
- 9-2 子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- 9-2-1 内部通報制度(ホットライン)は、子会社の取締役・監査役等および従業員も利用可能であり、通報があった場合には、責任担当である当社総務部長は、監査役、内部監査室長および管理本部長に報告を行います。
- 9-2-2 子会社の監査役、当社の監査役、内部監査室長、管理本部長およびリスク統括部長は、半期毎に情報交換会を開催し、主に、子会社が包蔵するオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクについて協議します。
10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(同施行規則第100条第3項5号)
- 10-1 当社は、コンプライアンス経営の強化を目的として「公益通報者保護規程」を定め、通報者等が相談または通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行っていないと規定しています。
- 10-2 また、万一、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った場合には、該当者を就業規則に従って処分します。
11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項(同施行規則第100条第3項6号)
- 11-1 監査役が、その職務の執行のため費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支払います。
- 11-2 年度予算は、監査役の職務執行費用を円滑に支弁するための自主計画予算を織り込んで策定します。
12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(同施行規則第100条第3項7号)
- 12-1 当社グループの取締役等は、会社法に定める監査役の位置付けおよび監査役の権限を正しく理解し、その要請には迅速かつ適切に対応します。
- 12-2 会社は、当局から示達された“財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準”ならびに“財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準”に明記されている監査役および内部監査人(当社では、内部監査室が該当部署)の役割と責任が、円滑に遂行される環境を整備します。
- 12-3 一方、監査役および内部監査室は、自身の役割と責任の重さを自覚し、リスクアプローチに基づく監査を効率的かつ実効的に完遂できるよう、平素より監査手法の研磨に努めます。
- 12-4 監査役は、監査体制の実効性を高めるため、当社の代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を行います。
- 12-5 監査役会が必要と認めた場合には、弁護士、会計士その他の専門家との連携を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないことを基本方針としており、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを「反社会的勢力による被害の防止ルール」(平成19年8月制定)に明記するなど周知徹底しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

2-1 担当部署及び反社会的勢力対応責任者の設置状況

当社の総務部を当社グループの反社会的勢力対応部署としており、同部長を反社会的勢力対応責任者としております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、直ちに反社会的勢力対応部署に報告・相談する体制を整備しております。

2-2 外部の専門機関との連携状況

反社会的勢力対応責任者は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関の連絡先や担当者を確認し、平素から担当者同士で意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築するように努めております。

2-3 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力対応責任者は、取引先の審査や株主の属性判断等に資する反社会的勢力の情報を集約したデータベースの構築に努めております。また、暴力追放運動推進センターや他企業の情報も必要に応じて活用しております。

2-4 対応マニュアルの整備

反社会的勢力対応部署は、「反社会的勢力による被害の防止ルール」において反社会的勢力への対応について定め、有事の基本動作を明らかにしています。

2-5 研修活動の実施状況

反社会的勢力対応責任者を中心に、暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会、各種の暴力団排除協議会等が行う地域や職域の暴力団排除活動に参加しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2013年6月21日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続することを決議しました。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社である以上、当社株主の判断は、当然に個々の株主の自由意思に基づき、株式市場における自由な売買取引を通じて具現されるものと考えております。従いまして、たとえ大規模買付者から当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合でも、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する個々の株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

とはいえ、大規模買付行為の中には、1.真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で会社または会社関係者に引き取らせるもの、2.会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業情報、主要取引先・顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるもの、3.会社経営を支配した後当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資とするものなど、その目的等からみて、必ずしも企業価値および株主の共同の利益の維持・向上に資するとは言いえないものが存在します。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えます。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に資する取組み

当社は上記基本方針のもと、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入いたしております。

本対応策の概要は、当社株式の大規模買付を行うおとする者に対し、事前に情報提供を要請するもので、この要請が遵守されない場合に新株予約権の無償割当て、適法かつ相当であると認められる対抗措置をとるものです。事前に大規模買付者に情報提供を求めるのは、当該買付者が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものでないか、即ち、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な情報を株主の皆様へ提供することにあります。従いまして、原則として本要請が受け入れられる限り対抗措置を講じることはございません。

なお、本対応策に以下の4点を盛り込むことで、透明性・公正性を確保しております。

2-1 本対応策導入のためには、株主の承認を要する仕組みとなっていること。

2-2 本対応策は3年の有効期限が設けられており、当社取締役会が単独で有効期限の更新を行えないようになっていること。

2-3 本対応策における対抗措置の発動要件を合理的かつ客観的に詳細に規定していること。

2-4 本対応策は、対抗措置等を検討し決定する場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重しなければならないという旨規定していること。

本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページに開示いたしております。

URL: <http://www.fukuvi.co.jp/>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制の模式図につきましては、別添資料1を参照下さい。

(2) 適時開示体制の概要

A. 基本方針

当社は、証券取引所において自社の株式を上場しているものとして、株主あるいは投資家の皆様に対して、正確性、適時性、適切性並びに公平性に配慮しながら、必要情報の開示に努めております。

B. 開示体制

当社の適時開示情報の開示体制に関する模式図につきましては、別添資料2を参照下さい。

イ. 情報の収集と識別

当社では、先ず、管理本部担当の取締役が情報取扱責任者として、上場規程その他の関連諸法令・規則の概要の理解に努め、取締役会、常務会その他の経営会議に出席する中で重要情報を網羅的に収集しています。

次に、収集した重要情報の中から、適時開示情報の管理部署である経理部と協議のうえ、開示対象情報を識別しております。

ロ. 開示の承認

当社では、代表取締役社長、代表取締役副社長、管理本部担当取締役および常勤監査役をメンバーとする開示委員会を設置しており、この開示委員会での承認・決定を経て情報が公表されます。

ハ. 開示方法

適時開示が必要と判断された場合には、決定あるいは発生後速やかに、適時開示情報伝達システム(TDnet)により公表しております。また、TDnetにより公表した情報は、同日当社ホームページにも掲載されます。

C. モニタリング

当社では、常勤監査役が開示委員会のメンバーとして参加しており、経営者を含む業務執行部門から独立した立場で、直接的あるいは間接的にモニタリングを実施できる体制をとっております。